

**老齢年金と雇用保険**

● 雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるか

「特別支給の老齢厚生年金(※1)」などの65歳になるまでの老齢年金(以下「年金」といいます。)と雇用保険の失業給付は同時には受けられません。

また、厚生年金保険の被保険者の方で、年金を受けている方が「雇用保険の高年齢雇用継続給付(※2)」を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

(※1) 特別支給の老齢厚生年金とは、年金の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げされた際に、段階的に支給年齢を引き上げることを目的として制度化されました。対象者は、男性は1961年4月1日以前に生まれた方、女性は1966年4月1日以前に生まれた方で、要件は、①老齢基礎年金の受給資格期間(10年)があること、②厚生年金保険に1年以上加入していたこと、③60歳以上であることです。

(※2) 雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです。

● 雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月(または所定給付日数を受け終わった日の属する月)まで、年金が全額支給停止されます。(ただし、失業給付の受給期間が経過した日(または所定給付日数を受け終わった日)に、実際の基本手当受給日数に応じて事後清算が行われます。)

<支給停止の基本的な仕組み>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
失業給付	求職申込 ▼						受給期間経過 ▼					
年金給付	支給	基本手当受給 年金は全額支給停止					支給					
年金の支払月			4月分						10月・11月分		12月・1月分	

● 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金などの65歳になるまでの老齢年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額です。

<支給停止の基本的な仕組み>

